

# なぎなみ



支えあい共につくる  
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

発行/杉並区  
編集/広報課  
〒166-8570杉並区阿佐谷南1-15-1

区の代表電話 3312-2111  
FAX3312-9911 (広報課直通)  
http://www.city.suginami.tokyo.jp/

- 4月からの保育施設等の保育料 ..... 2  
をお知らせします
- 区民意見を募集します ..... 3
- 区民等の意見提出手続の結果を  
お知らせします ..... 3
- 「保健福祉計画」を改定、「第6  
期介護保険事業計画」等を策定  
... 6・7
- 「コミュかる」が折り込まれています

## 介護保険制度 ここが変わります!

介護保険は高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みです。

区では、3年間で1サイクルとした介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行っています。高齢化が急速に進む中で、介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組み（地域包括ケアシステム）づくりを進めるため、このたび、第6期介護保険事業計画（27～29年度）を策定しました（6・7面参照）。

27年度の主な改正内容等についてお知らせします。

——問い合わせは、介護保険課へ。

〈新しい介護保険料段階と保険料額〉

段階	料率	対象者	保険料年額(月額)
1	基準額 ×0.44	生活保護受給の方/世帯全員(一人世帯を含む)が区民税非課税で本人が老齢福祉年金受給の方または本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年3万円 (月2500円)
2	基準額 ×0.65	世帯全員(一人世帯を含む)が区民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	年4万4400円 (月3700円)
3	基準額 ×0.78	世帯全員(一人世帯を含む)が区民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	年5万3400円 (月4450円)
4	基準額 ×0.84	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年5万7600円 (月4800円)
5	基準額	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	年6万8400円 (月5700円)
6	基準額 ×1.07	本人が区民税課税の方	合計所得金額125万円未満
7	基準額 ×1.20		合計所得金額125万円以上200万円未満
8	基準額 ×1.40		合計所得金額200万円以上300万円未満
9	基準額 ×1.61		合計所得金額300万円以上500万円未満
10	基準額 ×1.86		合計所得金額500万円以上700万円未満
11	基準額 ×2.11		合計所得金額700万円以上1000万円未満
12	基準額 ×2.32		合計所得金額1000万円以上1500万円未満
13	基準額 ×2.54		合計所得金額1500万円以上2500万円未満
14	基準額 ×2.70		合計所得金額2500万円以上

※保険料額は、基準額に料率を掛けています。なお、料率は小数点第3位で四捨五入しています。第1段階の保険料額は、予定金額です。国の政省令が公布され次第、適用となります。

### 65歳以上 (第1号被保険者)の 介護保険料

介護保険は、40歳以上の方が納める保険料と国・都・区の負担金、利用者負担を財源に運営しています。第6期(27～29年度)の65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料は、3年間の介護保険事業費の推計や被保険者の負担割合の見直しなどから、左表のとおりを設定しました。

### 介護保険サービスの利用者負担

① 介護報酬の改定  
4月の介護サービス利用分

7月中に、要介護・要支援の認定を受けている被保険者全員に、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割

から介護報酬が改定されることにより、介護保険サービス利用時にお支払いになる金額が変更されます。

② 一定以上の所得がある方の利用者負担は2割  
8月の介護サービス利用分から、「一定以上の所得※1」がある第1号被保険者は利用者負担の割合が2割になります(同じ月の利用者負担額の合計額が一定額を超えた場合は、申請により超えた部分が「高額介護サービス費」として支給されます)。

③ 高額介護サービス費上限額  
8月の介護サービス利用分から、同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額が一定額を超えたときに支給する「高額介護サービス費」の基準額(負担上限額)に「現役並み所得者※2」が新設されます。

※1. 被保険者本人の合計所得が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上。  
※2. 同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、年収が単身383万円以上、2人以上520万円以上の世帯。  
④ 高額医療・高額介護合算制度の限度額  
1年間(8月～翌年7月)の医療保険と介護保険の自己負担額を合計して、一定額を超えた場合に支給する「高額医療・高額介護合算制度」の70歳未満の方の所得区分が細分化され、負担限度額が本年8月の計算期間分から変更されます。

⑤ 居住費・食費の負担限度額の適用条件  
低所得者の「介護保険施設等のサービス※3」利用が困難とならないように、居住費・食費の一定額以上を保険給付する「特定入所者介護サービス費」の対象者の適用条件に、8月利用分から、世帯分離する配偶者の収入や預貯金等の資産が加わります。

⑥ 多床室の居住費  
「介護保険施設等のサービス※3」を利用する際の多床室における居住費の基準費用額と負担限度額が、4月から変更されます(光熱水費相当額)。  
⑦ 特別養護老人ホームの入所対象者  
4月から特別養護老人ホームの入所基準が変わり、新規入所者は、原則、要介護3～5の方になります。ただし、要介護1・2の方でもやむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外の生活が困難と認められる場合は、入所申し込みが可能です。

⑧ 要支援の方が利用できるサービス(28年度から)  
要支援1・2の方が利用する「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が、28年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行します。

### 介護保険制度の案内リーフレット「よくわかる介護保険」

65歳以上の方(第1号被保険者)がいる世帯と40～64歳(第2号被保険者)で、要介護・要支援認定を受けている方へ制度改正の概要や4月以降の新たな保険料体系を記載したリーフレット「よくわかる介護保険」を3月下旬に発送します。また、介護保険課(区役所東棟3階)、地域包括支援センター(ケア24)、区民事務所でも配布します。





# 4月からの保育施設等の保育料をお知らせします

区は、「子ども・子育て支援新制度」の実施に伴い、4月から適用する保育施設等の保育料を定めましたので、お知らせします。  
——問い合わせは、保育課へ。

## ◇保育施設（区立・私立保育園、小規模保育事業など）の保育料の概要

- 26年度の認可保育所の保育料体系（3歳未満児・3歳児・4歳以上児の3区分、29階層）を基に、所得階層基準の変更（所得税額から区民税所得割額）に伴う影響を最小限に抑えた階層ごとの税額区分を設定しています。
- 今までの保育料（月額）を保育標準時間（1日最大11時間まで）の保育料とし、それぞれおおむね98.3%に相当する額を保育短時間（1日最大8時間まで）の保育料とします。
- 区立・私立保育園などの「施設型保育」と小規模保育事業などの「地域型保育事業」の保育料は、同額とします。

〈保育施設の保育料（27年4月から）〉 (単位：円)

階層	税額区分	保育料（月額）						
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
B	区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
C 1	区民税均等割のみ課税世帯	1,900	1,800	1,300	1,200	1,300	1,200	
C 2	区民税所得割額 5,000未満	2,400	2,300	2,000	1,900	2,000	1,900	
C 3		5,000以上8,200未満	3,100	3,000	2,700	2,600	2,600	2,500
D 1		8,200以上11,100未満	6,700	6,500	5,600	5,500	5,600	5,500
D 2		11,100以上20,000未満	8,300	8,100	7,300	7,100	7,200	7,000
D 3		20,000以上33,300未満	9,400	9,200	9,300	9,100	9,200	9,000
D 4		33,300以上53,300未満	15,400	15,100	10,900	10,700	10,800	10,600
D 5		53,300以上77,100未満	19,100	18,700	12,700	12,400	12,600	12,300
D 6		77,100以上102,500未満	21,500	21,100	14,300	14,000	14,200	13,900
D 7		102,500以上128,500未満	23,600	23,100	15,800	15,500	15,700	15,400
D 8		128,500以上156,000未満	25,500	25,000	17,000	16,700	16,900	16,600
D 9		156,000以上183,500未満	27,500	27,000	18,200	17,800	18,000	17,600
D 10		183,500以上211,200未満	29,200	28,700	19,500	19,100	18,100	17,700
D 11		211,200以上233,700未満	31,000	30,400	20,700	20,300	18,200	17,800
D 12		233,700以上256,300未満	32,500	31,900	21,600	21,200	18,400	18,000
D 13		256,300以上283,700未満	34,200	33,600	22,600	22,200	18,600	18,200
D 14		283,700以上311,100未満	35,700	35,000	22,800	22,400	18,800	18,400
D 15		311,100以上338,500未満	37,200	36,500	23,100	22,700	19,100	18,700
D 16		338,500以上366,000未満	38,500	37,800	23,500	23,100	19,400	19,000
D 17		366,000以上398,800未満	40,000	39,300	23,900	23,400	19,800	19,400
D 18		398,800以上435,400未満	43,400	42,600	24,400	23,900	20,200	19,800
D 19		435,400以上481,300未満	48,900	48,000	25,000	24,500	20,700	20,300
D 20		481,300以上540,800未満	53,700	52,700	25,600	25,100	21,200	20,800
D 21		540,800以上616,100未満	57,500	56,500	26,300	25,800	21,800	21,400
D 22	616,100以上715,000未満	61,000	59,900	27,100	26,600	22,600	22,200	
D 23	715,000以上850,900未満	64,600	63,500	28,000	27,500	23,500	23,100	
D 24	850,900以上	68,500	67,300	29,000	28,500	24,500	24,000	

## ◇教育施設（私立幼稚園、区立子供園など）の保育料の概要

- 新制度に移行する私立幼稚園（27年度＝2園）の保育料体系は、私立幼稚園保護者補助金の階層区分と一定の均衡を図るため、今までの7区分による所得階層区分とし、また保育料（月額）は移行しない幼稚園（38園）との実質的な保育料負担が均衡するよう設定しています。
- 区立子供園「長時間保育」の保育料は、保育施設の保育料（左表の「4歳以上児」の保育料参照）との均衡を考慮し同額とします。
- 区立子供園「短時間保育」の保育料は、新制度に移行する私立幼稚園の保育料との均衡を考慮した保育料設定とします。

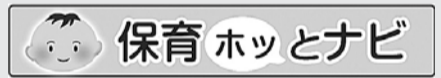
〈新制度に移行する私立幼稚園の保育料（月額）〉

階層	税額区分 (区民税所得割額)	3～5歳児
1	生活保護世帯	0円
2	区民税所得割非課税世帯	0円
3	77,100円以下	4,900円
4	211,200円以下	8,200円
5	256,300円以下	12,400円
6	366,000円以下	19,000円
7	366,001円以上	21,700円

〈区立子供園「短時間保育」の保育料（月額）〉

階層	税額区分 (区民税所得割額)	3～5歳児
1	生活保護世帯	0円
2	区民税所得割非課税世帯	0円
3	77,100円以下	1,800円
4	211,200円以下	8,200円
5	256,300円以下	12,400円
6	366,000円以下	17,800円
7	366,001円以上	19,000円

◇保育施設・教育施設とも、保育料は年2回に分けて（4月～8月は前年度の区民税額、9月～翌年3月は当該年度の区民税額を基に）算定します。  
◇新制度への円滑な移行を図る観点から、保育施設および教育施設の保育料について、4月～8月の間で経過措置を実施します。  
◇詳細は、区ホームページの「保育ホッとナビ」をご覧ください。



## 健康づくりを推進するための「目標及び指標」を設定しました

区では、26年6月に制定した「杉並区健康づくり推進条例」の規定に基づき、杉並区健康づくり推進協議会の意見を踏まえ、健康づくりを推進するための目標及び指標を設定しました。

——問い合わせは、杉並保健所健康推進課 ☎3391-1015 または 地域保健課 ☎3391-1355 へ。

### 目標及び指標の概要

#### ◇目標及び指標の設定の基本的な考え方

条例の趣旨である「全ての区民が社会とのつながりを生かし、生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会の実現を目指す」ために、区民、事業者、関係団体および区が共通して取り組めるものとなりました。

◇目標及び指標の達成年度  
平成33年度

#### ◇目標及び指標の構成

全体目標である「健康寿命の延伸」に向け、条例に規定する4つの分野ごとに、目標及び指標を設定しました。

#### ●全体目標及び指標

▷目標＝健康寿命の延伸

▷指標＝健康寿命（日常生活動作が自立している期間の平均）※

※65歳の方が要介護認定（要介護2以上）を受けるまでの期間の平均（東京保健所長会方式）

現状値（24年）	目標値（33年度）
男性 82.7歳	男性 84歳
女性 85.7歳	女性 87歳

#### ●分野ごとの目標及び指標

（以下、目標18及び指標46のうちの主なもの）

分野	目標	指標	
身体の健康	生活習慣病の予防	がんによる死亡を減らす	がんの75歳未満年齢調整死亡率（人口対10万人）
		糖尿病の重症化を予防する	国保糖尿病患者数／有病率
	健康的な生活習慣の獲得	適正な質と量の食事をとる人を増やす	野菜の摂取量（1日当たり）350g（5皿）以上の者の割合（20歳以上）
		身体活動・運動を増やす	日常生活における歩数
心の健康	喫煙率を減らす	成人の喫煙率	
	自殺者数を減らす	自殺の死亡率（人口対10万人） ゲートキーパー養成者数	
歯と口腔の健康	何でも噛んで食べることができる人を増やす	80歳で20本以上自分の歯を持つ者の割合	
健康づくりを支える社会環境	地域のつながりを醸成する	健康づくり活動に参加した者の割合	

目標及び指標の全文は、区ホームページをご覧ください。

### 4月8日(水)から

## 保健センター内に子どもセンターを開設します

母親学級や子どもの健診などで利用している身近な保健センター（5カ所）内に新たな地域の子育て支援拠点を開設し、保護者の皆さんの子育てをきめ細やかにサポートしていきます。

#### ●子どもセンターでは

- 区が行う子育て支援事業・サービスのほか、民間サービスの情報を提供し、各家庭のニーズに応えたサービスの利用相談を行います。
- 区役所に行かなくても、保育園の入園相談や申し込みができます（産前・産後支援ヘルパー、訪問育児サポーターの申し込みにも対応）。
- 専門的な相談が必要な場合には、同じ建物内の保健センターの保健師等につないでいきます。

#### 名称・住所・電話番号（4月8日(水)から）

荻窪子どもセンター （杉並保健所〈荻窪保健センター〉4階） 荻窪5-20-1 ☎5347-2081
高井戸子どもセンター（高井戸保健センター2階） 高井戸東3-20-3 ☎5941-3839
高円寺子どもセンター（高円寺保健センター2階） 高円寺南3-24-15 ☎3312-2811
上井草子どもセンター（上井草保健センター1階） 上井草3-8-19 ☎3399-1131
和泉子どもセンター（和泉保健センター1階） 和泉4-50-6 ☎3312-3671

園子育て支援課管理係



# 区民意見を募集します

## マイナンバー制度導入～各事務に関する特定個人情報保護評価書(案) 国民健康保険・国民年金・介護保険・児童手当

区では、マイナンバー（社会保障・税番号）制度導入にあたり、国民健康保険・国民年金・介護保険・児童手当のそれぞれの事務に関して「特定個人情報保護評価書（案）」を作成しましたので、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）に基づき公表し、皆さんからのご意見を募集します。

——問い合わせは、意見の募集については、各事務に関する評価書の担当課へ。

マイナンバー制度については、情報政策課社会保障・税番号制度調整担当へ。

### ◇マイナンバー制度とは

マイナンバー（社会保障・税番号）制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。10月から、国民一人一人に12桁のマイナンバーが通知されます。また、申請した方を対象に28年1月から個人番号カードが交付され、社会保障・税などの行政手続きでマイナンバーの利用が可能となります。

マイナンバーの詳細は、内閣官房の社会保障・税番号制度 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/> をご覧ください。または、国のコールセンター ☎0570-20-0178、外国語（英語） ☎0570-20-0291（いずれも午前9時30分～午後5時30分〈土・日曜日、祝日を除く〉）へお問い合わせください。

### ◇特定個人情報保護評価とは

「特定個人情報保護評価」とは、マイナンバーの利用にあたってプライバシーや個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護の措置を講じるものです。

マイナンバー制度では、法律により国の行政機関や地方公共団体に特定個人情報保護評価の実施を義務付けています。

特定個人情報保護評価の詳細は、特定個人情報保護委員会 <http://www.ppc.go.jp/enforcement/assessment/> をご覧ください。

## ご意見をお寄せください

各事務の特定個人情報保護評価書（案）の詳細は、区ホームページ（トップページ「区民等の意見提出手続き」）のほか閲覧場所でご覧になれます（各閲覧場所の休業日を除く）。

①ハガキ、封書、ファクス、Eメールまたは閲覧場所にある意見用紙に書いて、4月20日（必着）までに各担当課へ▷国民健康保険＝国保年金課管理係 [FAX5307-0685@kokuhonenkin-k@city.suginami.lg.jp](mailto:FAX5307-0685@kokuhonenkin-k.city.suginami.lg.jp)▷国民年金＝国保年金課管理係 [FAX5307-0685@kokuhonenkin-k@city.suginami.lg.jp](mailto:FAX5307-0685@kokuhonenkin-k.city.suginami.lg.jp)▷介護保険＝介護保険課管理係 [FAX3312-2339@kaigohoken-k@city.suginami.lg.jp](mailto:FAX3312-2339@kaigohoken-k.city.suginami.lg.jp)▷児童手当＝子育て支援課子ども医療・手当係 [FAX5307-0686@k-sien-k@city.suginami.lg.jp](mailto:FAX5307-0686@k-sien-k.city.suginami.lg.jp)

②ご意見には、住所・氏名（在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地、代表者の氏名）を記入してください

③区ホームページの電子掲示板に、ご意見を書き込むこともできます

④いただいた主なご意見の概要とそれに対する区の考え方などは、7月の「広報すぎなみ」などで公表する予定です

【閲覧期間】 4月20日(月)まで

【閲覧場所】 共通＝区政資料室（区役所西棟2階）、区民事務所、図書館▷国民健康保険＝国保年金課管理係（東棟2階）▷国民年金＝国保年金課国民年金係（中棟2階）▷介護保険＝介護保険課管理係（東棟3階）▷児童手当＝子育て支援課子ども医療・手当係（東棟3階）

ご意見ありがとうございました

## 地方税に関する事務の「特定個人情報保護評価書(案)」 に対する区民等の意見提出手続の結果をお知らせします

区では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）に基づき、「広報すぎなみ」26年12月21日号などで地方税に関する事務の「特定個人情報保護評価書（案）」を公表し、皆さんからご意見を伺いました。いただいた主なご意見の概要と区の考え方は、以下のとおりです。

——問い合わせは、課税課税務管理係へ。

〈いただいた主なご意見の概要と区の考え方〉

◇意見提出期間＝26年12月27日～27年1月26日◇意見提出件数＝2件（延9項目）

主なご意見の概要	区の考え方
携帯電話やメモ用紙、筆記具などの持ち込みについてはどのような管理策を講じているのか。	特定個人情報保護評価書に個人情報の適切な管理、目的外使用の禁止、複写および複製の禁止等を包括的に記載しているところであり、物理的に区画された専用室の管理手順にはすでに禁止事項として、「写真機・ビデオカメラ等による撮影、録音装置の使用、携帯電話の使用については、杉並区職員、委託事業者ともに禁止とする」ことを明記し、運用しているところですが、今回のご指摘を踏まえ、携帯電話の使用禁止等について評価書に追記を行いました。
自治体からの通知で個人番号を使う場合、郵便局から個人情報が漏洩するリスクはないか。	納税通知書には地方税法施行規則に基づき個人番号が記載され、郵送により納税義務者へ送付されます。郵便事業自体は本評価書の範囲ではありませんが、郵便法、刑法などにより信書の秘密は確保されていると考えています。
委託事業者の従事者は、個人名まで判明しているのか。	委託業務に従事する者については、委託事業者に提出を義務付けている実施体制に明記されている者に限定しています。
今回の評価書（案）は税についての項目ばかりで、社会保障・災害対策についての項目がない。	区で実施する特定個人情報保護評価については、番号法第26条で定められる指針「特定個人情報保護評価指針第4の2」により、原則として番号法別表第一の事務の単位で実施することとされています。今回の区民意見聴取の対象としているのは、「地方税に関する事務」（番号法別表第一 16の項に規定される事務）の評価書となりますので、社会保障・災害対策の項目はありません。なお、社会保障関連の区民意見聴取を必要とする各事務については、今後順次、今回と同様の手続きによりご意見を伺っていきます。

ご意見等を反映した評価書の全文と、いただいたご意見の概要と区の考え方は、区ホームページ（トップページ「区民等の意見提出手続き」）で閲覧できます。そのほか、課税課税務管理係（区役所東棟2階）、区政資料室（西棟2階）、区民事務所、図書館で4月20日まで閲覧できます（各閲覧場所の休業日を除く）。



区からののお知らせ SUGINAMI INFORMATION 募集します

図書館協議会委員

図書館協議会は、区立図書館の運営やサービスについて協議する教育委員会の附属機関です。区立図書館では、5月からの図書館協議会委員を募集します。

内任期2年間▽応募資格

- ①区内在住で満20歳以上の方
②中央図書館で開催される会議に出席可能な方(おおむね土曜日に年5回程度)▽募集人数 3名
▽報酬 Ⅱ区の規定による(围小論文「わたしと図書館」(800字程度)に住所・氏名・生年月日)

杉並区シェイクアウト訓練を実施しました (自主参加型一斉防災訓練) ご参加ありがとうございました



図防災課

区では、大震災の教訓を忘れず、地震発生時にいち早く身の安全を確保できるよう、3月11日(水)午前11時に杉並区シェイクアウト訓練(自主参加型一斉防災訓練)を行いました。

訓練には、民間企業、小中学校や保育園等の区立施設など、346団体4万4182名(3月11日現在。26年は298団体4万2009名)が参加しました。

なお今回は、仙台で開催される第3回国連防災世界会議に出席のため訪日中のマーク・ペンティン氏(米国シェイクアウト提唱会議事務局長)が訪れ、阿佐ヶ谷中学校での生徒たちの訓練を視察しました。

職業・電話番号も書いて、4月3日午後5時(消印有効)までに中央図書館管理係(〒167-0051 荻窪3-40-23 chuo-1@city.suginami.lg.jp)へ郵送または持参(Eメールも可) 同係 ☎3391-4800

済美教育センター 理科指導員(嘱託員)

図小中学校教育課程の理科実践観察授業および移動式プラネタリウム授業などの指導支援に関する業務▽勤務期間 5月1日~28年3月31日(1年ごとに5回まで更新可。ただし65歳に達した年度末で退職)▽勤務日時 11月16日。原則、月々金曜日、午前8時30分~午後5時15分(土曜日への振り替えあり)
▽勤務場所 済美教育センター
▽資格 Ⅱ次の要件を満たす方
①学校教育法に定

める大学または大学院で、天文学・物理学・地球科学・生物学・化学のいずれかを専攻②大学卒業以上で、教育職員免許法に定める小学校または中学校の教員免許(理科)を有する③小中学生への理科・科学の指導経験がある④普通自動車第一種免許を有する▽募集人数 若干名▽報酬 月額17万4000円(26年度実績)▽その他 有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給(上限あり) 履歴書、志望動機様式自由。800字以内)に教員免許状(理科)の写しを添えて、封筒に「理科指導員募集」と書いて、4月7日午後5時(必着)までに済美教育センター管理係(〒166-0013 堀ノ内2-5-26)へ郵送または持参 同係 ☎3311-0021

まつ1階)へ郵送または持参 同係 ☎3339-1158、ケア24松ノ木 ☎3331-8530 ①書類選考合格者には面接を実施②応募書類は返却しません

国民年金への切り替えをお忘れなく

国民年金制度では、他の公的年金に加入しておらず、国内に居住する20歳以上60歳未満の全ての方に、国民年金への加入が義務付けられています。国民年金の加入種別は、次の3種類(※)に分かれており、届け出は加入時だけでなく、種別が変わったときにも必要です。

- 第1号被保険者 自営業・学生・アルバイトなどで、次の第2・3号被保険者以外の方
● 第2号被保険者 厚生年金や共済組合に加入している方
● 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者の方

第2号被保険者が退職すると第1号被保険者となり、届け出が必要。また、その方に扶養されていた配偶者(第3号被保険者)がいる場合、その方も第1号被保険者への切り替えが必要。第1号被保険者への切り替えの手続きは、国民年金課国民年金係(区役所中棟2階)または区民事務所で行ってください。必要書類などの詳細は、お問い合わせください。なお、第2・3号被保険者への加入手続きは勤務先を通して行うこととなります。

調査・売買・登記など、不動産に関するあらゆる問題に、区内の関係団体の専門家がお答えします。
時 4月3日(金)午前10時~午後4時 区役所1階ロビー 無料
当日、直接会場へ 同各団体の杉並支部事務局(土地家屋調査士会 ☎5875-3780、宅地建物取引業協会 ☎3311-4937、司法書士会 ☎6765-0004)または区政相談課(関係資料がある場合は持参) 監視指導計画の策定
食品衛生監視指導計画を策定しましたので、食品衛生法に基づき公表します。

その他

この計画は、区民の皆さんの意見を取り入れ策定しました。
◇計画の概要
●基本方針
●主な監視指導事業
●立ち入り検査および収去検査等
●自主的な衛生管理の推進
●区民・事業者・行政間の情報および意見の交換

◇閲覧期間 4月3日(金)まで(杉並保健所・区政資料室・区ホームページでは期間を過ぎてもご覧になれます)
区杉並保健所生活衛生課食品衛生担当 ☎3391-1991

日頃提供されている保健福祉サービスに不満や要望はありませんか。区には公正・中立な立場で区や事業者への調査や勧告等を行い、問題の解決を図る「保健福祉サービス苦情調整委員制度」があります。
◇苦情申し立ては苦情調整委員へ
全ての福祉サービスが対象です。本人とその家族、その他本人の状況を具体的かつ的確に把握している民生委員などが苦情を申し立てることができ。ただし、1年以上過去の出来事、裁判で係争中または判決等のあった事項、議事に請願、陳情を行っている事項、医療行為に関する事などは申し立てできません。
◇申し立て方法
「苦情申立書」を保健福祉サービス苦情調整委員に提出してください。記入が困難な方は、口頭による申し立てもできます。
「苦情申立書」は保健福祉部管理課(区役所東棟3階)のほか、区ホームページからも取り出せます。

保健福祉サービス苦情調整委員制度

◇苦情調整委員相談日
相談は、弁護士1名、社会福祉士2名の計3名の委員が交代で行います。
時 3月30日午後1時30分~4時
▽4~7月の相談日 4月7日(火)・15日(水)・23日(木)、5月12日(火)・20日(水)・28日(木)、6月2日(火)・10日(水)・18日(木)、7月7日(火)・15日(水)・23日(木) 保健福祉部管理課(無料) 事前に電話または直接、保健福祉部管理課保健福祉支援担当へ 同担当

区内の空間放射線量等測定結果

区は、下記のとおり区内の空間放射線量等の測定を実施しました。測定結果は、区ホームページでもご覧になれます。
—問い合わせは、各担当課へ。放射線量測定に関する全般的なことについては環境課放射能対策担当 ☎3312-2111(区代表)、放射線量測定の方法については杉並保健所生活衛生課 ☎3391-1991へ。

◆区立小中学校・保育園等の給食食材 同学務課、保育課
3月16日現在、区立小中養護学校、保育園の給食食材、計2025検体を測定した結果、健康に影響を与えるものではありませんでした。

◆区内3カ所(定点測定) 同環境課放射能対策担当
単位: マイクロ・シーベルト/h

Table with 3 columns: 測定場所, 測定日, 測定高さ(1m). Rows include locations like 杉並区役所青梅街道側 and 衛生試験所玄関前駐車場.

\*測定機器は、シンチレーションサーベイメーター TCS-172Bです。



4月1日から

特定緊急輸送道路沿道建築物の助成を  
拡充します

特定緊急輸送道路は、災害時に緊急車両の通行を確保し迅速な救急・救命・消防活動を行うことや、被災地への物資輸送等の救援活動を円滑に進めるために大変重要な道路です。

- 号線に敷地が接している
- 昭和56年6月1日施行の耐震基準改正前に建築されている
- 道路幅員のおおむね2分の1以上の高さ

◆助成の拡充内容

- 改修助成金の算出基礎額の上限を、2000万円から600万円に拡充します
- 耐震性が著しく低い建築物に對して、助成額を加算します

※詳細は、お問い合わせください。

◆助成期間を延長します

- 耐震診断および補強設計
- 28年3月31日までに完了するもの

●改修工事

- 28年3月31日までに着手するもの
- ※いずれも、契約前に必ず区へ申請してください。

● ①新青梅街道・青梅街道・環状七号線・環状八号線・井ノ頭通り・甲州街道・首都高速四

4月1日から

あんさんぶる荻窪の教室区分および  
利用料を変更します

消費者センターが管理するあんさんぶる荻窪の教室区分および利用料を4月から変更します。利用料金は、区ホームページまたはさざんかねつとで確認していただくか、お問い合わせください。また一般利用の申し込みについては、次のとおりとなります。

◆教室区分

- ①第1教室を3階に設置 (定員39名。映写設備、マイ

ク等の音響設備なし)

●第2教室を4階に設置

- (定員39名。映写設備、マイク等の音響設備、簡易な調理設備あり)

◆申し込み

さざんかねつとからの申し込みは、4・5月分いずれも3月27日(金)午前8時30分からです

◆問い合わせ

あんさんぶる荻窪貸室受付窓 3398-3191

4月1日から

ロタウイルス予防接種にかかる費用の  
一部を助成します

◆問い合わせは、杉並保健所保健予防課 ☎339 1-1025へ。

ロタウイルスは重症急性胃腸炎の主な原因であり、多くの乳幼児が感染し、重症の場合は嘔吐・下痢に伴う脱水、けいれん、腎不全や脳炎などの合併症で入院することもあります。

ロタウイルスの感染予防のため、次のとおりワクチン接種費用の一部を公費助成します。

◆接種方法等

- 次の2種類のワクチンのいずれかを接種してください。
- ①1価ワクチン(ロタリックス)
- ②5価ワクチン(ロタテック)

◆助成内容

- ①1価ワクチン 1回6000円(2回まで)
- ②5価ワクチン 1回4000円(3回まで)

◆助成対象時期

4月1日以降に接種したものの区内契約医療機関※にある予防接種券を使用し、接種費用のうち助成額を差し引いた額を医療機関の窓口で支払ってください

◆助成方法

※区内契約医療機関一覧は、区ホームページ参照。

◆利用時間

月～金曜日の午前9時30分～午後5時30分(土・日曜日・祝日、12月29日～1月3日を除く)

◆相談・問い合わせ

外出支援相談センターもびる ☎5347-13154

4月1日から

もびるは杉並区外出支援相談  
センターにリニューアルします

区では、19年から「移動サービス情報センターもびる」として、移動に関する情報提供を行ってきましたが、4月1日から「外出支援相談センターもびる」にリニューアルします。

つえや車椅子等をお使いの方、介助が必要な方、外出手段でお困りの方のための、「外出に関する相談窓口」です。高齢や障害等により、1人で外出する事が困難な方の日常生活や社会参加等を支えるため、外出に

◆利用時間

月～金曜日の午前9時30分～午後5時30分(土・日曜日・祝日、12月29日～1月3日を除く)

◆相談・問い合わせ

外出支援相談センターもびる ☎5347-13154

4月1日から

区の中小企業資金融資制度が新しくなります

◆問い合わせは、産業振興センター中小企業支援係 ☎5347-9182へ。

区では、中小企業支援の一環として、事業経営上必要な資金の融資あつせんを行ってまいりました。4月から制度改正を行い、より効果的に経営の安定や強化を進められる内容に拡充します。

◆拡充のポイント

- ①資金種類の整理
- ②融資限度額の拡大
- ③本人負担利率の引き下げ

◆拡充のポイント

- ④貸付期間の延長
- ⑤全ての資金種類で限度額まで追加申し込み可能
- ⑥当初3年間無利子融資の拡充

◆対象となる方

- (1)区内に主たる事業所(法人の場合は本店登記)を有し、区内において同一の事業を引き続き1年以上営んでいる
- (2)申し込みをする日までに納付すべき住民税(区市町村民税と都道府県民税)および事業税(法人の場合は法人事業税と法人住民税)を滞納(猶予を含む)していない
- (3)東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる
- (4)許認可を必要とする業種においては、その許認可を受けている
- (5)個人の場合には、主たる収入を事業から得ている
- (6)従業員が20人(卸売業・小売業またはサービス業は5人)以下である
- (7)東京信用保証協会の保証付融資残高と融資申し込み予定額の合計額が1250万円以下である

◆対象となる方

- (1)区内に主たる事業所(法人の場合は本店登記)を有し、区内において同一の事業を引き続き1年以上営んでいる
- (2)申し込みをする日までに納付すべき住民税(区市町村民税と都道府県民税)および事業税(法人の場合は法人事業税と法人住民税)を滞納(猶予を含む)していない
- (3)東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる
- (4)許認可を必要とする業種においては、その許認可を受けている
- (5)個人の場合には、主たる収入を事業から得ている
- (6)従業員が20人(卸売業・小売業またはサービス業は5人)以下である
- (7)東京信用保証協会の保証付融資残高と融資申し込み予定額の合計額が1250万円以下である

◆対象となる方

- (1)区内に主たる事業所(法人の場合は本店登記)を有し、区内において同一の事業を引き続き1年以上営んでいる
- (2)申し込みをする日までに納付すべき住民税(区市町村民税と都道府県民税)および事業税(法人の場合は法人事業税と法人住民税)を滞納(猶予を含む)していない
- (3)東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる
- (4)許認可を必要とする業種においては、その許認可を受けている
- (5)個人の場合には、主たる収入を事業から得ている
- (6)従業員が20人(卸売業・小売業またはサービス業は5人)以下である
- (7)東京信用保証協会の保証付融資残高と融資申し込み予定額の合計額が1250万円以下である

◆対象となる方

- (1)区内に主たる事業所(法人の場合は本店登記)を有し、区内において同一の事業を引き続き1年以上営んでいる
- (2)申し込みをする日までに納付すべき住民税(区市町村民税と都道府県民税)および事業税(法人の場合は法人事業税と法人住民税)を滞納(猶予を含む)していない
- (3)東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる
- (4)許認可を必要とする業種においては、その許認可を受けている
- (5)個人の場合には、主たる収入を事業から得ている
- (6)従業員が20人(卸売業・小売業またはサービス業は5人)以下である
- (7)東京信用保証協会の保証付融資残高と融資申し込み予定額の合計額が1250万円以下である

◆対象となる方

- (1)区内に主たる事業所(法人の場合は本店登記)を有し、区内において同一の事業を引き続き1年以上営んでいる
- (2)申し込みをする日までに納付すべき住民税(区市町村民税と都道府県民税)および事業税(法人の場合は法人事業税と法人住民税)を滞納(猶予を含む)していない
- (3)東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる
- (4)許認可を必要とする業種においては、その許認可を受けている
- (5)個人の場合には、主たる収入を事業から得ている
- (6)従業員が20人(卸売業・小売業またはサービス業は5人)以下である
- (7)東京信用保証協会の保証付融資残高と融資申し込み予定額の合計額が1250万円以下である

◆対象となる方

※1.東京商工会議所・区内の商店会・杉並産業協会加入者はさらにマイナス0.2%。※2.区が指定した業種の場合はさらにマイナス0.2%。

資金種類名	資金用途	限度額(万円)	本人負担利率(年利)(旧)→(新)	貸付期間
普通資金	運転、設備、借換	3000	1.5%→1.33% ※1	運転7年以内 設備9年以内
短期運転資金	運転	300	(新設) 1.27% ※1	11カ月以内
小規模企業小口資金	運転、設備	1250	(新設) 0.6% ※1	運転7年以内 設備9年以内
経営基盤強化資金	運転、設備	1500	0.68%→0.67%	
創業支援資金	運転、設備	1500	1.0%→0.5% ※2	
新事業展開資金	運転、設備	1500	(新設) 0.67% ※2	
特例資金	運転	700	貸付日から3年間0% (無利子)	7年以内
			3年経過後 0.48%→0.48%	
			貸付日から3年間0% (無利子)	
			3年経過後 0.43%→0.43%	

※1.東京商工会議所・区内の商店会・杉並産業協会加入者はさらにマイナス0.2%。※2.区が指定した業種の場合はさらにマイナス0.2%。

※資金種類により、売り上げが減少していること等の条件があります。  
※創業支援資金の場合は、区内でこれから創業する方または創業して1年未満の方が対象となります。  
新制度の適用は4月1日申し込み分からです。要件や申し込み方法の詳細は、区ホームページをご覧ください。



# 「保健福祉計画」を改定、「第6期介護保険事業計画」「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました

区では、「広報すぎなみ」26年12月1日号などで、3つの計画(案)を公表し、「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づき、皆さんからご意見を伺いました。計画の概要および、いただいた主なご意見の概要と区の考え方は以下のとおりです。

## \* ご意見ありがとうございました \*

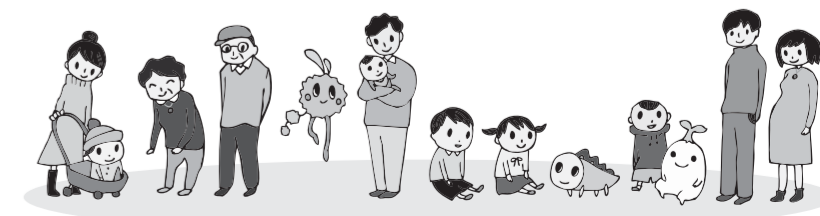
## 区民等の意見提出手続の結果をお知らせします

(いただいた主なご意見の概要と区の考え方)

- ◇意見提出期間=26年12月1日～27年1月5日
- ◇意見提出件数=保健福祉計画=30件(延102項目)▷第6期介護保険事業計画=16件(延67項目)▷子ども・子育て支援事業計画=22件(延133項目)

項目	主なご意見の概要	区の考え方	
保健福祉計画	第1章 保健福祉計画の基本的事項	基本理念に関して、広報を充実することで、行政と区民の関係ができ、理念の実現につながるはずである。	計画の周知は大変重要と考えています。基本理念を含め、計画概要を「広報すぎなみ」でお知らせするとともに、全文の区ホームページへの掲載、図書館等への計画冊子の設置などにより、周知を徹底していきます。
	第3章 重点推進テーマ8	視覚障害者もデイサービス(介護保険)を利用しているが、その内容が視覚障害者に対して配慮されたものになっていない。	高齢化の進展の中、高齢障害者への対応の充実は重要と考えています。重点推進テーマ8および第4章に、加齢に加え、障害特性や障害福祉サービスを十分理解した「高齢障害者専門ケアマネジャー」の育成などを盛り込んでおり、ケアプランの作成など視覚障害者を含め、高齢障害者の相談支援体制を強化していきます。
	第4章 いきいきと暮らせる健康づくり	健康教室参加にしても検診受診にしても保健行動であるため、健康志向の低い人はそもそも参加せず、「参加するのはいつも同じ人」になりかねない。区民一般の健康志向を強めるような大規模なキャンペーンのような普及啓発活動が行われてもよいのかもしれない。	健康づくりの普及啓発については、日常的な区民周知に加え、健康づくり推進条例に基づく「推進期間」を設け、すぎなみフェスタ等のイベントなども活用して取り組んでいます。今後、健康づくりに関する目標や指標の達成に向け、幅広い分野と協力しながら、区全体の取り組みとして推進していきます。
	第4章 高齢者の地域包括ケアの推進	認知症対策について、あらゆる面にわたり地域包括ケアのメニューが列記されているが、それらのサービスがどれほど量的に提供されるかにかかっている。杉並区独自の高齢者施策、家族介護も含め新たな総合事業に組み込まれるのか。今後も引き続き、これらのメニューが継続し、拡大されることを願う。	認知症対策は早期発見・早期対応だけでなく、地域の見守りや虐待防止、家族への支援等、多岐にわたる取り組みが必要です。区では総合事業を構成する包括的支援事業として認知症対策の充実を図るとともに、徘徊高齢者探索システムや家族への支援を任意事業として認知症高齢者や家族を支えていきます。
介護保険事業計画	第4章 地域福祉の充実	「区民参加の促進」の項目を記載してほしい。あらゆる地域福祉領域で、民間の社会資源の活用や開発が叫ばれているが、事業者を含め広く区民の活動を促進する取り組みについて具体的に書き込まれていない。	区では、杉並区協働推進基本方針のもと、協働を進めており、本計画の推進に当たっても、各事業に、地域との連携や社会資源の活用などを盛り込んでいますが、よりわかりやすくするために、「施策:地域福祉の充実」部分にも、改めて明記します。
	第3章 新しい介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の推進	地域包括支援センター(ケア24)に「地域包括ケア推進員を配置する」ことについて大いに評価する。地域において、その対応づくりを担う人材としての体験や資格を持つ職員を配置することを切望する。	地域包括支援センターの必置三職種である保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員のいずれかの資格を持ち、すでに各地域包括支援センターでの勤務経験のある職員を配置する予定です。
	第6章 介護保険サービスの質の向上	地域支援事業の対象者を基本チェックリストで判定する場合は、専門的力量を持った職員が判定する仕組みを作ってほしい。	基本チェックリストは、地域包括支援センター職員が面接で実施します。また、基本チェックリストの結果について十分な分析、評価を行った上で、より適切なサービスの内容をご本人と協議して決定します。
子ども・子育て支援事業計画	第6章 介護保険サービスの質の向上	介護労働者が誇りをもって従事できる処遇を保障し、処遇低下しないしてほしい。	総合事業実施の際には、現行の訪問介護サービスは、「現行の訪問介護相当のサービス」として移行されます。合わせて、緩和された基準によるサービス提供体制を整備します。
	第1章 計画の基本的な考え方	保育の量的拡大に当たっては、保育スペースや園庭などの良質な環境づくりの視点を重視してもらいたい。	介護人材の確保・処遇改善のため、国における適切な報酬設定が必要です。介護従事者向け研修の実施や非常勤職員の健康診断費用の助成を継続し、介護従事者の処遇改善を図ります。
	第3章 就学前の教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量的見込みとそれに対する確保量等	新たな利用者支援の拠点となる子どもセンターについて、十分な周知を図ってもらいたい。	今後とも、保育の質と安全性の確保を重視しつつ、施設整備等に努めていきます。
計画案に示した量の見込みは、いずれもニーズ調査結果および区の人口推計値を基に算出しているものです。なお、これらはあくまでも推計値であり、今後の施設・事業の利用状況等の推移等を踏まえつつ、量の確保の適切な推進を図っていきます。	保育の量的見込みでは、育児休業取得分を除外しているのではないが。	育児休業取得分については、ニーズ調査結果を踏まえ、全て育児休業明け時点における保育ニーズとして適切に算定しています。	
4月に5カ所の保健センター内へ子どもセンターを開設することとしており、今後、「広報すぎなみ」区ホームページ、リーフレット等により周知を図っていきます(詳細は2面参照)。			

計画の全文と、いただいたご意見の概要と区の考え方は、区ホームページ(トップページ「区民等の意見提出手続き」)で閲覧できます。そのほか、下記閲覧場所で4月24日まで閲覧できます(各閲覧場所の休業日を除く)。  
 ▷共通=保健福祉部管理課(区役所東棟3階)、区政資料室(西棟2階)、区民事務所、図書館、福祉事務所、杉並保健所(荻窪5-20-1)、保健センター  
 ▷介護保険事業計画=高齢者施策課(東棟1階)、地域包括支援センターケア24  
 ▷子ども・子育て支援事業計画=子育て支援課(東棟3階)、区立保育園、区立子供園、児童館、児童青少年センター(荻窪1-56-3)  
 ※保健福祉計画は、全ての閲覧場所でご覧になれます。



## 保健福祉計画 (27～31年度)

本計画は、保健福祉分野の取り組みの基本的な方向、施策、事業の体系等を明らかにする計画です。区が法令等に基づいて定める地域福祉計画、障害者計画、老人福祉計画、健康増進計画などを含むほか、第6期介護保険事業計画および子ども・子育て支援事業計画の基本的考え方についても盛り込んでいます。——問い合わせは、保健福祉部管理課へ。

### 基本構想目標

「健康長寿と支えあいのまち」  
「人を育み共につながる心豊かなまち」**の実現**



### 3つの基本理念

人間性の尊重

自立の促進

予防の重視

### ●特に戦略的・組織横断的に取り組むことを「重点推進10テーマ」として決めました

- |                                |                              |
|--------------------------------|------------------------------|
| テーマ1 健康寿命の延伸に向けた心とからだの健康づくりの推進 | テーマ6 保育施設の整備と多様な保育サービスの提供の推進 |
| テーマ2 総合的・計画的ながん対策の推進           | テーマ7 子ども・青少年の育成の支援           |
| テーマ3 認知症対策を核とした地域包括ケアの推進       | テーマ8 障害者の地域生活支援策を強化し、自立を促進   |
| テーマ4 高齢者や障害者の多様な住まいの確保         | テーマ9 生活に困窮する世帯の自立支援の強化       |
| テーマ5 安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりの推進  | テーマ10 災害時要配慮者支援の充実           |

## 第6期介護保険事業計画 (27～29年度)

本計画は、介護保険サービスの利用量や事業費の見込みを明らかにするなど、区市町村の介護保険事業を円滑に運営するために策定する計画です。——問い合わせは、高齢者施策課または介護保険課へ。

### ●地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進するため、下記の5つの項目に重点的に取り組みます

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| ①関係機関と連携した地域づくりの推進  | ④認知症施策の充実        |
| ②在宅サービス基盤整備の推進      | ⑤高齢者の施設・住まいの整備促進 |
| ③医療・介護の連携による在宅医療の推進 |                  |

### ●介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向け、サービス体制の整備に着手し、段階的にサービス提供を開始します

介護予防・生活支援サービス事業	現行の訪問介護・通所介護相当のサービスに加え、人員等の基準を緩和したサービスを整備し、28年度以降にサービスの提供を開始します。
一般介護予防事業	体力や生活機能の改善に向けた支援として、専門職が3～6カ月の期間で相談指導等を行う短期集中予防サービスを27年度に試行実施し、28年度から本格実施します。
	支援を必要とする高齢者の把握事業や介護予防を促す教室の実施、高齢者を地域で支えるボランティアの育成等に取り組めます。

## 子ども・子育て支援事業計画 (27～31年度)

本計画は、4月から子ども・子育て支援新制度が本格実施となることを踏まえ、地域のニーズに応じた子ども・子育て支援の取り組みを、より一層、総合的・計画的に推進するための計画です。——問い合わせは、子育て支援課へ。

### ●計画の位置付け等

- 子ども・子育て支援法に基づき、区市町村が定める計画です。
- 計画期間は27～31年度の5年間です。

### ●計画の内容

- 右表に掲げた施設・事業について、各年度に確保すべき「量の見込み」と、それに対する「確保量・確保策」を記載しています。
- 計画の進捗状況は、有識者や子育て中の保護者などで構成する「杉並区子ども・子育て会議」において点検・評価していきます。

就学前の教育・保育	地域子ども・子育て支援事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育施設 幼稚園、認定こども園(短時間保育)、区立子供園(短時間保育)</li> <li>●保育施設 保育所、認定こども園(長時間保育)、地域型保育事業、認可外保育施設等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊婦健康診査</li> <li>●すこやか赤ちゃん訪問</li> <li>●利用者支援</li> <li>●乳幼児親子のつどいの場</li> <li>●乳幼児の一時預かり</li> <li>●延長保育</li> <li>●病児保育</li> <li>●小学生対象のファミリーサポートセンター</li> <li>●学童クラブ</li> <li>●子どもショートステイ</li> <li>●要保護児童等の支援のための事業</li> </ul>



## ◆◆◆ 就労相談受付中 ◆◆◆

◇就労支援センター＝阿佐谷南3-2-19産業商工会館2階▷開館時間＝午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

### 【若者就労支援コーナー】

相談者の状況に応じた就労準備相談をキャリア・カウンセラーが行います。

時・内 午前10時～午後4時終了(予約制)。  
水曜日のみ午前10時～午後8時終了(午後6時～8時の相談予約は、前日正午まで)▷①

就労準備相談＝月～金曜日②臨床心理士による心とごとの相談＝第2・4月曜日無料申込・電話で、同コーナー☎3398-1136へ

3月30日(月)から、あんさんぶる荻窪4階(荻窪5-15-13)に移転します(ジョブトレーニングコーナーの電話は☎6383-6500に変更となります)

### 【ハローワークコーナー】

職業相談と職業紹介を行います。

無料申込開館時間内に、直接就労支援センターへ同コーナー☎3398-8619

◇就労支援センタージョブトレーニングコーナー＝桃井4-3-2勤労福祉会館2階▷開館時間＝午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

生活習慣改善に向けた社会適応力訓練や区内企業等での就労準備訓練を実施しています。

対44歳以下の方無料申込・電話で、同コーナー☎5311-3200へ

### ◇シニアの就労・創業・地域活動の個別相談

時 4月4日(土)午前9時～午後5時(1人45分)場 とうとう高円寺南館(高円寺南4-44-11)師 キャリアカウンセラー・中村康雄ほか区内在住・在勤でおおむね55歳以上の方無料申込・電話で、とうとう高円寺南館☎5378-8179へ求人募集についてもご相談ください

### ◇区内在住・在勤・在学の方への就労相談

時 毎週月曜日(祝日、年末年始を除く)午前10時と11時から1人50分場 西荻図書館師 キャリアカウンセラー・藤井毅弘ほか無料申込・電話または直接、前日までに西荻図書館(西荻北2-33-9 ☎3301-1670)へ手書きの履歴書を持参

※以下、具体的な仕事のあっせんは行いません。

### ◇シルバー人材センター高井戸分室個別就労相談

時 4月7日(火)・14日(火)・21日(火)・28日(火)午後1時～4時場 高井戸地域区民センター(高井戸東3-7-5)区内在住の60歳以上で臨時的・短期的な仕事を希望の方に、センターでの働き方(仕事と入会)を案内します無料申込当日、直接会場へ同杉並区シルバー人材センター☎3317-2217

### ◇障害者のための就労相談

時 月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時場 ワークサポート杉並(高井戸東4-10-26)区内在住で障害のある方(障害の種類は問いません)とその家族無料申込・電話で、ワークサポート杉並(杉並区障害者雇用支援事業団)☎5346-3250へ

3月23日午前10時から

## 区ホームページ

## 「キッズ&ユース」が変わります

区ホームページ「キッズ&ユース」のトップページが変わります。より検索しやすくなった「キッズ&ユース」をぜひご利用ください。



児童館・ゆう杉並の情報は「児童館の情報」「児童館・ゆう杉並の情報」から、それ以外の情報は「その他の施設の情報」から検索できます。

児童館青少年課青少年係 ☎3393-4760

## 歯みがきデビュー教室が始まります

お子さんの歯が生え始めたら歯みがきデビューです！楽しくお子さんの歯をみがく練習をしましょう。

【日時】年4～6回。3回制

4月は、下表の「4月の各種健康相談」をご覧ください(毎月「広報すぎなみ」21日号でお知らせする予定です)

【内容】むし歯予防についてのお話

歯みがきの練習(歯科健診はありません)

【対象】歯が生え始めてから1歳3カ月までのお子さんとその保護者

【定員】各回6組(申込順)

【参加費】無料

【申し込み・問い合わせ】電話で、各保健センターへ

【その他】母子手帳、普段使用している歯ブラシがある方は持参

## 杉並区就労支援センター

## すぎトレだより

◇「働く」を練習しながら、「なりたい」自分を見つけよう！

生活のリズムを立て直したい、体を動かして仕事を体験してみたい方におすすめの「すぎトレ」では、生活リズムの改善に向けて決まった日時に通すること(社会適応力訓練)から始まり、グループワークやボランティアなどの訓練や区内の事業所での実習(就労準備訓練)にスタッフと一緒に取り組んでいます。

25年11月の開設から27年1月末までの間に54人が訓練を修了し、働く自信をつけて就職活動等に進むことができました。そのうち17人の就職や復職が決定しました。また、21人が現在訓練中で、「苦手場面への対応方法」「職場のコミュニケーションのポイント」などを学びながら、着実にステップアップしています。

場 就労支援センタージョブトレーニング室(桃井4-3-2勤労福祉会館2階 ☎5311-3200)

## 5月の休日パパママ学級

時 5月9日(土)午前・午後、24日(日)午前・午後/各日半日コース※午前＝9時30分～午後0時30分、午後＝1時30分～4時30分場 杉並保健所3階(荻窪5-20-1)内もく浴室、パパの妊婦体験、お産に向けた話など師 助産師ほか区内在住で開催日現在妊娠24週以上37週未満の初産のカップル各回24組無料申込①結果は4月24日ごろに通知②応募者多数の場合は出産予定日などで調整

【申し込み】往復ハガキ＝往復ハガキに2人の氏名(フリガナ)・住所・電話番号・Eメールアドレス・出産予定日・希望日と午前または午後(第3希望まで)を書いて、4月15日(必着)までに誕生学協会杉並区休日パパママ学級担当(〒151-0062渋谷区元代々木町10-10第6まつまビル2階)へ▷インターネット＝杉並区休日パパママ学級・休日母親学級http://tanjo.org/sugi-pa-pamama/から申し込み

【問い合わせ】同担当 ☎5738-5761

※保健センターでは平日にパパママ学級と母親学級を開催しています。下表「4月の各種健康相談」をご覧ください。

## 急病診療と医療情報案内

まず、電話で確認！保険証・医療証を忘れずに

### 小児科・内科・外科・耳鼻咽喉科・歯科

☎3391-1599 休日等夜間急病診療所 受付は終了30分前まで(荻窪5-20-1杉並保健所内)

【小児科】平日：午後7時30分～10時30分

【内科・小児科・外科・耳鼻咽喉科】

土曜日：午後5時～10時 日曜・祝日：午前9時～午後10時

☎3398-5666 歯科保健医療センター(荻窪5-20-1杉並保健所内)

【歯科】日曜・祝日：午前9時～午後5時(受付は4時まで)

### その他の医療機関案内、急病対応の説明

☎3423-9909 杉並区急病医療情報センター(4月1日から#7399(ナミーキュウキュウ)に変わります)土・日曜日と祝日は24時間、平日は午後8時～翌日午前9時

☎5272-0303 東京都医療機関案内(ひまわり) コンピューターによる自動応答サービス。毎日24時間対応。

### ◆4月の各種健康相談 ◆ 申し込みは、各保健センターへ。

保健センター名	子育て相談・交流 …直接会場へ	母親学級 (予約制)	平日パパ・ママ 学級(予約制)	離乳食講習会 …直接会場へ	乳幼児歯科 相談(予約制)	歯みがきデビュー 教室(予約制)	栄養・食生活 相談(予約制)	ものわずれ 相談(予約制)	心の健康相談 (予約制)
荻窪 (荻窪5-20-1) ☎3391-0015	16日(木) 午前9時15分～ 10時15分	8日(水) 15日(水) 22日(水)	4月は ありません	22日(水) 午後1時30分 ★3月23日から電話で申 し込み(30名。申込順)	午前 10日(金) 24日(金) 午後 9日(木) 23日(木)	4月は ありません	10日(金) 午前9時～ 10時30分	27日(月) 午後1時30分～	2日(木)・8日(水) 午後1時30分～
高井戸 (高井戸東3-20-3) ☎3334-4304	6日(月) 午前9時15分～ 10時	4月は ありません	4月は ありません	15日(水) 午前10時30分～ 午後0時30分	午前 6日(月) 20日(月) 午後 3日(金)	①午後1時15分 ②午後1時50分 ③午後2時25分	9日(木) 午前9時～ 10時30分	14日(火) 午後1時30分～	2日(木) 午後1時30分～ 27日(月) 午前9時30分～
高円寺 (高円寺南3-24-15) ☎3311-0116	23日(木) 午前9時30分～ 10時15分	3日(金) 10日(金) 17日(金)	20日(月) 午後1時30分 ～4時	13日(月) 午後1時30分～ 3時30分	午前 7日(火) 21日(火) 午後 2日(木)	4月は ありません	7日(火) 午前9時～ 10時30分	24日(金) 午前9時30分～	3日(金)・9日(木) 午後1時30分～
上井草 (上井草3-8-19) ☎3394-1212	22日(水) 午前9時～10時	4月は ありません	4月は ありません	28日(火) 午前10時30分～ 午後0時30分	午前 22日(水) 午後 8日(水)	4月は ありません		6日(月) 午前9時30分～	21日(火) 午後1時30分～
和泉 (和泉4-50-6) ☎3313-9331	17日(金) 午前9時15分～ 10時15分	4月は ありません	4月は ありません	16日(木) 午後1時30分～ 3時30分	午前 9日(木) 午後 22日(水)	4月は ありません		16日(木) 午後1時45分～	7日(火) 午後1時30分～

※1. 杉並区に転入し、妊婦・乳幼児健診受診票、予防接種受診票が必要な方は、各保健センターまたは子育て支援課母子保健係(区役所東棟3階)へ。  
2. ベビーカー等の盗難が発生しています。会場は狭いためベビーカーで回ることができません。チェーン錠をつけるなど各自ご注意ください。

歯の  
健康相談

問 11日(土)午後2時～4時30分  
い 合わせは、杉並区歯科医師会  
合 阿佐谷南3-1-34 ☎33393-0391



# 杉並区狂犬病予防定期集合注射の 実施などに関するお知らせ

## 実施などに関するお知らせ

27年度の杉並区狂犬病予防定期集合注射を、東京都獣医師会杉並支部所属の協力動物病院で実施します。会場により、接種できる曜日・時間が異なりますので、個別に送付する「注射のお知らせ」をご覧ください。なお、これから犬の登録をする方はお問い合わせください。

問い合わせは、杉並保健所生活衛生課 ☎3391-1991へ。

### ◆実施期間・場所

4月4日(土)～19日(日)

※実施する会場の場所・時間帯は、個別に飼い主宛てに送付します。

### ◆費用

犬一頭につき、注射料3100円(料金が改定されました)、注射済票550円(即時交付)。新規登録の場合は別途、登録料3000円。

### ◆その他

各会場への車での来場はご遠慮ください。

### 【注射済票の変更について】

27年度から、注射済票を従来のプレート形式からシール形式(下画像)に変更しています。注射済票は犬鑑札の裏面に貼ってください。



### 犬の飼い主の皆さんへ

#### ●登録と狂犬病予防注射

犬の飼い主は、狂犬病予防法により、犬の生涯に一度の登録と、年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。また、鑑札・注射済票は犬に付けることになっています。これらを犬に付けておくと、逃げてしまった際に飼い主に連絡が付きやすくなります。

#### ●トイレの後始末

散歩に出掛けるときはフンを始末する道具を必ず携帯し、家に持ち帰り、きちんと処理しましょう。また、尿もそのままにせず、水で流したり消臭剤をかける等の心遣いをお願いいたします。マナーを守ってきれいな街にしましょう。

#### ●鳴き声

無駄吠えをするような場合は、室内へ入れる、散歩に連れて行く、カーテンなどで外からの刺激を遮断する等、ストレスを和らげるよう努め、近隣の迷惑にならないようにしてください。

#### ●犬が人をかむ事故(咬傷事故)が増えています

宅配業者や登下校中の児童、通行中すれ違っただけの方が犬にかまれる、という事故が起きています。外に出たときは、小型犬でも必ずリードにつなぎ、長さは短めに持つてください。

道路には犬が苦手な人も歩いています。思わぬ事故を避けるためにも、道路・公園等では周辺との安全な距離を保ち、すぐに犬を制御できるようにしてください。

●家の中・敷地内でも、放し飼いにせず鎖等でつなぐか、囲いの中で飼ってください。

●犬が人をかんでしまったときは、応急処置や医療機関の手配など、誠意を持って対応してください。また、すぐに最寄りの保健所にも連絡してください(東京都条例により、犬の飼い主には事故の届け出義務があります)。



# カラスによる 被害を減らしましょう



毎年4～7月ごろは、カラスの繁殖期にあたります。この時期の親鳥は非常に警戒心が強く、区民の方からカラスに威嚇や攻撃を受けたなどの相談が数多く寄せられます。このような被害を減らすため、身近なところからカラス被害の対策をしましょう。

問い合わせは、環境課生活環境担当へ。

### カラス被害の対策 4つのポイント

- ① 巣の材料になる針金ハンガーは片付けましょう  
都会のカラスの巣の材料は、ほとんどが針金ハンガーで作られています。カラスにとって調達しやすい針金ハンガーは、使った後に必ず片付けましょう。
- ② 巣を掛けやすい枝はなくしましょう  
自宅の敷地内に葉や枝が多い樹木などがある場合は、適宜剪定を行い、枝に巣を掛けにくいようにしましょう。以前に巣を作られたことのある木は、早めに剪定をしましょう。
- ③ カラスの餌場をなくしましょう  
都会のカラスにとって栄養豊富な食べ物や餌場は、カラスにとって格好の餌場です。ごみ集積所では、カラスネットやごみ収集ボックスを利用するなど、ごみ集積所が餌場とならないようにごみの出し方を工夫し、しっかりと管理しましょう。
- ④ カラスの餌付けはやめましょう  
カラスが人の身近なところに

### 襲われそうになったら

カラスに襲われそうになったら、巣の場所を確認し、そこを避けて迂回路を通るようにします。迂回ができない場合は帽子をかぶるか、傘をさして通るようにします。カラスは背後から頭を狙い、脚で蹴ってきます。区では、民有地にカラスの巣があり、人に危害を加える恐れがある場合に、卵やひなの捕獲(その際に巣の撤去)を行っています。

相談は、環境課 ☎5307-0665 (月～金曜日、午前8時30分～午後5時(祝日を除く))へ。

なお、民有地以外(都立公園や電柱・鉄塔など)にあるカラスの巣については、各施設管理者へ相談してください。

民営化宿泊施設の予約・区民宿泊料金など			
4月以降、コニファーいわびつの宿泊料金は、以下のとおり変更になります			
施設名(所在地)	コニファーいわびつ(群馬県吾妻郡東吾妻町)	富士学園(山梨県南都留郡忍野村)	弓ヶ浜クラブ(静岡県賀茂郡南伊豆町)
申し込み(受付時間)	☎0279-68-5338 (午前9時～午後8時) FAX0279-68-5417	☎0120-844-891 ☎0555-84-7031 (午前9時～午後5時)	☎0120-412-224 ☎0558-62-3187 (午前10時～午後5時)
宿泊料金(1泊2食付)	平日 大人 8100円～ 子供 5670円～	小学生以上=7200円～ ◆冬季割引◆3月31日まで (小学生以上=6172円～)	5歳以上=7992円～ ◆冬季割引◆4月30日まで (5歳以上=6156円～)
	休前日 大人 8640円～ 子供 6048円～	小学生以上=8229円～ ◆冬季割引◆3月31日まで (小学生以上=6172円～)	5歳以上=9504円～
夏季	大人 1万8000円～ ※ゴールデンウィークも上記料金。 子供 7560円～ ※ゴールデンウィークも上記料金。	小学生以上=9155円～	5歳以上=9504円～
入湯税	12歳以上=150円		12歳以上=130円
補足	区内在住の方は、上記料金に2000円(65歳以上または障害のある方は3000円)の宿泊補助が適用されます(区内在住を証明するもの(コピー可)持参)。富士学園・弓ヶ浜クラブは、小学校移動教室で利用するため、5月～10月(夏季期間を除く)は利用できない日あり。富士学園は、小学生が夕食を子供食に変更した場合540円減額。		
注意	※1. 宿泊開始日の6カ月前から申し込み可。インターネットからも申し込み可。区ホームページ「生涯学習・余暇活動」参照。2. パンフレットを区民生活部管理課、区民事務所などで配布。3. 利用人数や季節(年末年始等)により料金が変わる場合あり。4. 予約の変更・取消はキャンセル料がかかる場合あり。5. 1名利用時の宿泊料金は増額となる場合あり。6. 区民以外の方の料金は、各施設へお問い合わせください。		

協定旅館 湯の里「杉菜」の 予約・区民宿泊料金など (神奈川県足柄下郡湯河原町宮上)		
申し込み(受付時間)	☎0120-465-002 ☎0465-62-4805 (午前9時～午後8時)	
宿泊料金	平日	休前日
	高齢者・障害者(大人)	6000円
障害者(子供)	4200円	4940円
一般	大人 7000円	8050円
子供	4900円	5640円
補足	※上記料金は1泊2食付、2名利用時。 12歳以上は1泊150円の入湯税がかかります。子供は3～11歳まで。区内在住を証明するもの(コピー可)持参。	

直営施設 「杉並区秋川研修室」 予約・料金など あきる野市五日市 ☎042-596-0693	
料金	▷ 宿泊(1泊2日)=1200円(2泊3日まで。宿泊を伴う研修で宿泊しない方は300円) ▷ 日帰り=1室1時間600円 ▷ 休業日=毎週水曜日、12月29日～1月3日、施設点検日 ※区内在住で65歳以上、小学生以下または身体障害者手帳等をお持ちの方は無料。
対象	5名以上40名以下で、研修や勉強会などを行う団体(在学者または18歳未満の方が利用する場合は、保護者・監督者同伴)
申込方法	① 電話または直接窓口で予約(区内在住・在勤・在学の方が3分の2以上を占める団体は利用希望日の3カ月前から予約可。それ以外の団体は利用希望日の2カ月前から予約可) ② 予約後、申請書をお渡しします(利用希望日の2週間前までに区へ提出)
注意	※1. 食事の提供は行いません。2. 予約の変更・取消はお早めにご連絡ください。
申込・問 区民生活部管理課(区役所西棟7階)	





**競技大会**

●杉並区ターゲットバードゴルフオープン競技大会

○4月17日(金)午前11時30分～午後3時(区後援) 場 上井草スポーツセンター(上井草3-34-1) 因 18ホールストロークブレイ 因 区内在住・在勤・在学の高校生以上でターゲットバードゴルフ経験者 定 50名(申込順) 費 500円(申込) 往復ハガキ(11面記入例参照)で、4月4日(必着)までに菅敏昭(〒168-0073下高井戸5-20-9)へ 因 小倉 ☎3324-6393(午前9時～午後8時) 因 ゴルフクラブ(PW)をお持ちの方は持参

**スポーツ教室**

●荻窪体育館の教室  
◇楽しく健康タイム～楽しくダンスエクササイズ～目指せカーヴィボディ

場・因 4月1日～6月24日の毎週水曜日 ①午前11時～正午=じわじわ身体を温めます ②正午～午後1時=気持ちよく汗をかこう(4月29日、第3水曜日を除く) 師 Yumi 因 区内在住・在勤・在学で16歳以上の初心者 定 各日各回70名(先着順) 費 各回300円。①②連続500円(申込)当日、直接会場へ  
◇小学生集まれ!ソフトバレ

場 4月5日(日)午前9時～11時 因 ソフトバレーボール連盟 因 区内在住・在学の小学生 定 15名(先着順) 費 100円(申込)当日、直接会場へ 因 体育館履き持参  
◇①はじめてバレエI ②しなやかにバレエI

場 5月7日～7月23日の毎週木曜日 ①午前9時30分～11時 ②11時～午後0時30分(各計12回) 師 川村智由美 因 区内在住・在勤・在学で16歳以上の①初心・入門者②はじめてバレエ経験者で初・中級者 定 各20名(抽選) 費 各1万2000円(申込) 往復ハガキ(11面記入例参照)に①②の希望も書いて、4月2日(必着)までに同体育館へ 因 2歳～

就学前の託児あり(事前申込制。1回500円。定員あり)

◇気軽にフィットネスI～ジャイロキネシス

ニューヨーク生まれのトータルボディワークでリフレッシュしましょう。

場 4月5日(日)・19日(日)午後1時～2時30分 師 高橋春香 因 区内在住・在勤・在学で16歳以上の方 定 各20名(申込順) 費 各500円(申込) 各開催日の6日前から電話で、同体育館へ

——〈いずれも〉——  
場・因 荻窪体育館(〒167-0051荻窪3-47-2) ☎3220-3381)

●永福体育館の教室  
◇大人の休日ヨガ

場 4月4日～10月17日の第1・3土曜日、午後7時10分～8時40分(計14回) 師 山本美也子 費 1回500円(因) タオル、飲み物など持参(お持ちの方はヨガマットも持参)  
◇楽しく健康タイム春教室①骨盤・肩甲骨ストレッチ②骨盤ウォーキング

場 4月10日～7月24日の第2・4金曜日 ①午後1時～2時 ②2時～3時(各計8回) 師 小島敬子 費 各回300円。①②連続500円(因) 動きやすい服装、室内用運動靴、タオル、飲み物持参

——〈いずれも〉——  
場・因 永福体育館(永福3-51-17) ☎3328-3146) 因 区内在住・在勤・在学で16歳以上の方 定 各50名(先着順) (申込)当日、直接会場へ

●杉十小温水プールの教室  
①個人向け泳法ワンポイントレッスン

1人5分間、マンツーマンで教えます。  
場 4月5日(日)・19日(日)午前10時～11時 因 区内在住・在勤・在学の方(小学3年生までは水着着用の上保護者同伴) 定 各回10名(先着順) (申込)当日、直接会場へ

②初級者 エンジョイスイム～クロール・平泳ぎの泳力アップ

25mの完泳を目指します。  
場 4月9日(木)午前11時～正午 因 区水泳連盟 因 区内在住・在勤・在学で16歳以上の方 定 10名(申込順) (申込)4月3日から電話で、

同プールへ

③泳力アップ～初級(クロール・平泳ぎ)

場 4月5日(日)午前11時～正午 因 区内在住・在勤・在学で16歳以上の方 定 10名(申込順) (申込)3月29日から電話で、同プールへ

——〈いずれも〉——  
場・因 杉十小温水プール(和田3-55-49) ☎3318-8763) 費 無料(別途入場料) 因 駐車場はありません。②③は定員に余裕がある場合は当日参加も可

●フライングディスク教室(フリスビー)

初心者向けの教室です。  
場 4月5日(日)午後1時10分～2時40分 場 上井草スポーツセンター 因 フライングディスクの握り方、投げ方、簡単なゲーム 因 小学生以上の方(障害のある方も参加可) 定 30名(申込順) 費 200円(申込) 因 電話または直接、上井草スポーツセンター(上井草3-34-1) ☎3390-5707) へ 因 運動できる服装、室内用の運動靴持参

●高円寺体育館の教室  
◇楽しく健康タイム春～ボディーメイクエクササイズ①下半身②上半身

場 4月7日～6月16日の第1・3火曜日 ①午前11時～正午 ②正午～午後1時 師 高橋春香 因 区内在住・在勤・在学で16歳以上の方 定 各70名程度(先着順) 費 各回300円。①②連続500円(申込)当日、直接会場へ 因 長めのタオル持参

◇エンジョイバスケットボールI

個人の技術の向上とチームプレーのレベルアップを目指します。  
場 4月18日～8月1日の第1・3土曜日、午後7時～9時 師 後藤岳人 因 区内在住・在勤・在学で16歳以上の方 定 各25名程度(申込順) 費 1回700円(申込) 電話またはファクス(11面記入例参照)に希望日も書いて、同体育館へ

◇ふれあいフットサル教室

場 4月26日(日)、5月24日(日)午前11時～午後1時 師 岡村一弘 ほか 因 区内在住・在学・通所で知的障害のある方(自己管理ができる方・簡単な指示のもと集団行動ができる方) 定 各30名(申込順) 費 無料(申込) ファクス(11面記入例参照)に希望日も書いて、

同体育館へ

◇踊ってみよう!阿波おどり教室

基本練習から魅せる踊りまで、阿波おどり一連の流れを楽しみながら体験します。

場 5月20日～7月8日の毎週水曜日、午後7時～8時30分(計8回) 師 杉谷ゆき絵 因 区内在住・在勤・在学で16歳以上の方 定 20名(抽選) 費 5600円(申込) 往復ハガキ(11面記入例参照)で、3月31日(必着)までに同体育館へ 因 2歳～就学前の託児あり(事前申込制。1回500円。定員あり)

——〈いずれも〉——  
場・因 高円寺体育館(〒166-0003高円寺南2-36-31) ☎3312-0313 FAX3312-0312) 因 車、バイクでの来館はできません

●柔道教室(前期)

場 4月7日～9月29日の毎週火曜日、午後7時～9時(区後援) 場 荻窪体育館(荻窪3-47-2) 因 初心者および有段者の指導全般 因 区内在住・在勤・在学で小学生以上の方 ほか 定 各20名(先着順) 費 1回320円(申込)当日、直接会場へ 因 野口 ☎3223-2058(午後6時～7時) 因 柔道着持参

●ノルディック・ウォークをはじめよう

場 4月19日(日)午前10時 場 スポーツハイツ(堀ノ内2-6-21) 因 3km程度歩ける健康な方 定 25名(申込順) 費 1080円(保険料含む)。別途ポールレンタル料540円) (申込) 因 電話で、スポーツハイツ ☎3316-9981へ

●障害者のためのわいわいスポーツ教室「スポーツデビュー」

場 5月9日(土)午前10時～正午 場 高井戸小学校(高井戸西2-2-1) 因 紙飛行機、ペットボトルボウリング、ストラックアウトほか 因 区内在住・在勤・在学の15歳以上で障害の程度が重い方 定 30名(抽選) 費 無料(申込) 申込書(スポーツ振興課「区役所東棟6階」、福祉事務所、区体育施設、障害者施設、障害者福祉会館、障害者交流館で配布)を、4月14日(必着)までにスポーツ振興課へ郵送または持参 因 同課 因 公共交通機関の利用が困難な方は、リフト付きバスの送迎が利用可。ボランティア募集中(電話で、同課へ)

**情報ぽけっと**

区の後援・その他の催し・講座など  
——申し込みは、各団体へ——

**催し**

★佼成学園吹奏楽部定期演奏会 場 3月30日(月)午後6時 場 杉並公会堂 因 曲目=「キャンディード序曲」ほか 定 1000名(先着順) 費 無料(申込)当日、直接会場へ 因 同部顧問・小林 ☎080-3424-7227

★阿佐谷 春の名曲コンサート 場 4月4日(土)午後2時～4時 場 細田工務店(阿佐谷南3丁目) 因 出演=上野真理(バイオリン)、榎本真美(ソプラノ)ほか 因 曲目=早春賦ほか 因 区内在住の方 定 80名(申込順) 費 1000円(申込) 因 電話で、美しい日本の歌の会・池川 ☎3391-8253へ

★アメリカン・ジャズ、ポピュラーの「クラシックス」を聴く会 場 4月4日(土)午後6時 場 MANHATTAN(阿佐谷北2丁目) 因 1925～1945年の演奏者・曲・時代などをテーマにオリジナル音源で聴くプログラム 定 30名程度(先着順) 費 無料(申込)当日、直接会場へ 因 同会・七井 ☎3312-2410

★春らんまん祭 場 4月3日(金)～5日(日)午前10時～午後6時(3日のみ正午から) 場 善福寺川緑地公園(杉二小前広場) 因 出店・チアダンス・大道芸 費 無料(申込)当日、直接会場へ 因 杉並区商店会連合会 ☎3220-1221

★ボーイスカウト杉並第9団体験入隊 場 4月5日(日)午後2時30分～4時30分 場 浜田山キリスト教会(浜田山4丁目) 因 宝さが

レポイントラリーほか 因 小学1～5年生 費 無料(申込)当日、直接会場へ 因 ボーイスカウト杉並第9団・馬越 ☎3313-7177

★春爛漫の善福寺川ウォーキング 場 4月12日(日)午前9時～11時30分(雨天中止) 場・因 あんさんぶる荻窪(集合)→忍川橋→西田端橋→尾崎橋→御供米橋(解散) 師 山室京子 因 区内在住・在勤・在学で小学生以上の方(小学生は保護者同伴) 定 30名(申込順) 費 300円(小学生無料) (申込) 因 電話で、みどりの善福寺川を愛でる会事務局・重久 ☎3318-7172へ

★三浦アルプス森戸川うなぎ淵 低山ハイキング 場 4月18日(土)集合=JR新宿駅1番線ホーム(午前8時20分)▷解散=逗子駅(午後3時頃) 因 8.4km(標高160m)の距離を約3時間30分で歩く 因 区内在住で60歳以上の方 定 30名(申込順) 費 600円(保険料含む)。別途交通費) (申込) 因 電話で、NPO法人里山協会・玉村 ☎090-4090-6817へ 因 歩きやすい服装で、健康保険証、飲み物、昼食、タオル、着替えなど持参

**講演・講座**

★はじめてのシナプソロジー講座「五感を刺激し、脳を活性化させるエクササイズ」 場 4月8日(水)、5月13日(水)午後1時30分～2時30分 場 けうけう西荻北館 師 NPO法人グループあいびー・山崎美貴子 因 おおむね60歳以上の介助が必要でない方 定 各20名(申込順) 費 各500円(申込) 因 電話で、けうけう西荻北館 ☎3396-8871へ

★河北健康教室①膝の痛み②リウマチ 場・場・因・師・定 ①4月2日(木)午後2時～4時(セッション杉並)=膝の痛みを科学する、膝の痛みに対するリハビリテーショ

ン(同病院整形外科部長・吉岡太郎ほか。105名) ②30日(木)午後2時～3時(八成区民集会所)=関節リウマチの診断と治療(同病院分院院長・岡井隆広。30名) / いずれも申込順 費 無料(申込) 因 電話で、同病院広報制作室 ☎3339-5724(月～土曜日、午前9時～午後5時(祝日除く))へ

★石けん作り体験 場 4月3日(金)午前10時30分～正午 場 環境活動推進センター 因 区内在住・在勤・在学の方 定 10名(申込順) 費 無料(申込) 因 電話で、NPO法人すぎなみ環境ネットワーク ☎5941-8701(午前9時～午後5時)へ

★シニアのための健康エアロビクス 場 4月13日～28年3月28日の毎月第2・4月曜日、午後1時30分～3時(8月を除く) 場 高井戸地域区民センター 師 ラビアンローズ会員 因 区内在住で60歳以上の方 定 各40名(先着順) 費 各300円(申込)当日、直接会場へ 因 ラビアンローズ・高嶋 ☎080-6533-2141 因 動きやすい服装、飲み物・タオル持参

★てぬぐい体操～てぬぐいを使う体操とストレッチ 場 4月13日～28年3月28日の第2・4月曜日、午前10時30分～11時30分(8月を除く) 場 高井戸地域区民センター 師 フレッシュの会 因 区内在住の60歳以上で介助の必要がない方 定 各30名(先着順) 費 1回300円(申込)当日、直接会場へ 因 フレッシュの会・佐野 ☎3303-5668 因 運動しやすい服装、飲み物持参

★都立農芸高校公開講座 ①(1)園芸(草花)(2)園芸(野菜・果樹)(3)やさしい小さな庭園づくり(4)家庭でできる食品加工 場 5月9日・23日、6月6日・

20日、9月5日 / いずれも土曜日、午前9時～午後1時。各計5回 因 20歳以上の方 定 各20名(抽選) 費 各5000円  
②中学生食品教室(1)洋菓子づくり(2)うどんづくり(3)発酵パンづくり 場 6月6日・20日、9月5日 / いずれも土曜日、午前9時～正午。各計3回 因 中学生 定 各12名(抽選) 費 各1800円

——〈いずれも〉——  
場 都立農芸高等学校 因 往復ハガキ(11面記入例参照)に性別、①は(1)～(4)の希望 ②は(1)～(3)の希望も書いて、①4月1日～10日 ②5月1日～15日(いずれも消印有効)に都立農芸高校公開講座担当(〒167-0035今川3-25-1)へ 因 同担当 ☎3399-0191

★手ぶらでハワイアンキルト体験教室 場 ①4月14日(火)午前9時30分～10時30分 ②15日(水)午前9時30分～11時30分 場 ①成田会議室 ②スタジオ「room221b」(浜田山3丁目) 師 吉田真実 費 ①1000円 ②2000円(申込) ファクス(11面記入例参照)に①②の希望も書いて、グロービス商工研究会 FAX5913-8105へ 因 同会 ☎050-3786-0801

**その他**

★税金なんでも相談会  
◇杉並支部 場 4月7日(火)・21日(火)午前10時～正午、午後1時～4時 場 東京税理士会杉並支部(阿佐谷南3丁目) 因 税金に関する相談(事業・相続・贈与等)・帳簿のつけ方等に関する相談 費 無料(申込) 因 電話で、各開催日の前日までに同支部 ☎3391-1028へ 因 相談は1人40分まで  
◇荻窪支部 場 4月8日(水)午後1時～4時 場 東京税理士会荻窪支部(荻窪5丁目) 費 無料(申込) 因 電話で、同支部 ☎3391-0411(平日午前9時30分～午後5時(正午～午後1時除く)) へ 因 ①相談時間は1人45分程度 ②詳細は同支部ホームページ参照



### ハガキ・ファクス・Eメール 申し込み記入例

(1) 行事名・教室名  
(2) 郵便番号・住所  
(3) 氏名(フリガナ)  
(4) 年齢  
(5) 電話番号

1人1枚

※往復ハガキには返信用のあて先も記入。  
託児のある行事は託児希望の有無、お子さんの氏名と年齢も記入。

## 催し EVENT

### 郷土博物館分館

- ◇企画展「杉並にあった映画館」  
かつて町にあった映画館の記憶を当時の映画ポスターから紹介します。  
時 3月28日(土)～5月10日(日)午前9時～午後5時
- ◇体験コーナー「昔のおもちゃで遊ぼう!」  
時 4月1日(水)～7月12日(日)午前9時～午後5時  
内めんこ・けん玉・おはじき・ピー玉・お手玉・積み木など

—— 〈いずれも〉 ——

場・郷土博物館分館(天沼3-23-1天沼弁天池公園内 ☎5347-9801) 費無料(申込)当日、直接会場へ(休)月曜日・第3木曜日(祝日の場合は翌日)休館

## 講演・講座

### ■「はるはなメソッド」歌と表情筋トレーニング～春のつどいスペシャル

日常生活でできる呼吸筋強化、姿勢矯正など簡単で効果的な方法を紹介します。

時 4月10日(金)午後1時～3時 場 高井戸地域区民センター 師 二期会会員・常岡治恵 区内在住で60歳以上の方 定 85名(申込順) 費 300円(申込) 問 電話または直接、高井戸地域区民センター1階総合受付(高井戸東3-7-5 ☎3331-7841)へ

### ■杉並でくらす外国人のためのにほんご教室

日常生活に必要な基本的な日本語の会話や読み書きを学ぶ、レベル別クラスレッスンです。

時 4月17日～7月7日の毎週火・金曜日、午後6時30分～8時30分(5月5日・8日、6月5日は除く。計21回) 場 セッション杉並 師 にほんご学習すぎなみの会 区内在住・在勤・在学の方 費 月2000円×3

回(別途テキスト代) 申込 Eメール(記入例参照)に携帯電話番号も書いて、にほんご学習すぎなみの会 ☎ctembo@kc5.so-net.ne.jpへ。ハガキ(記入例参照)で、社会教育センター(〒166-0011梅里1-22-32)へ▷ 申込期限=4月10日(必着) 問 にほんご学習すぎなみの会 ☎090-7212-7909、社会教育センター ☎3317-6621 他 ①1歳～就学前の託児あり(事前申込制。定員あり)②クラス分けのための面接を4月14日(火)午後6時30分からセッション杉並で実施

### ■パソコンインストラクター養成講座

高齢者向けにパソコンの入門～中級を教えるための基本知識を学びます。

時 4月18日(土)・20日(月)・23日(木)・27日(月)午前10時～正午(計4回) 場 ゆうゆう高円寺南館 区内在住・在勤の55歳以上で、パソコンの基本操作を理解している就業希望者 定 13名(抽選) 費 無料(申込) ハガキ(記入例参照)に受講理由も書いて、4月8日(必着)までにゆうゆう高円寺南館(〒166-0003高円寺南4-44-11)へ 問 同館 ☎5378-8179

### ■大人の折り紙教室2015「バラの花」

季節を少し先取りして、お部屋にバラを飾りませんか。

時 4月25日(土)午後2時～3時30分 場 高井戸図書館 師 山本愛子 中学生以上の方 定 20名(申込順) 費 300円(申込) 問 電話または直接、高井戸図書館(高井戸東1-28-1 ☎3290-3456)へ

### ■小学校ボランティアのための読み聞かせ講座～子どもが喜ぶ読み聞かせのために

時 4月28日～7月14日の第2・4火曜日、午前10時～正午(全6回要出席) 場 中央図書館 師 元小学校司書・対馬初音 区内小学校で読み聞かせボランティアをしている方、これからする予定の方 定 35名(抽選) 費 無料(申込) 用紙(書式自由。記入例参照)に読み聞かせの経験の有無・活動している学校・活

動形態・普段読み聞かせをよく使っている絵本・講師への質問も書いて、4月13日(必着)までに中央図書館(〒167-0051荻窪3-40-23 ☎3391-7803)へ郵送またはファクス(直接持参も可) 問 同図書館 ☎3391-5754

動形態・普段読み聞かせをよく使っている絵本・講師への質問も書いて、4月13日(必着)までに中央図書館(〒167-0051荻窪3-40-23 ☎3391-7803)へ郵送またはファクス(直接持参も可) 問 同図書館 ☎3391-5754

### ■着物や洋服のリメイク

時 4月27日(月)午後1時30分～3時30分 場 環境活動推進センター(高井戸東3-7-4) 区内在住・在勤・在学の方 定 10名(申込順) 費 600円(申込) 問 電話で、環境活動推進センター ☎5336-7352(午前9時～午後5時)へ 他 長寿応援対象事業

### ■口からはじめる栄養満点教室

食事を上手に取るための情報提供や調理実習、お口の体操(健口体操)を行います。

時 5月7日～28日の毎週木曜日、午前10時～正午(28日は午後1時まで。計4回) 場 荻窪保健センター 師 歯科衛生士、管理栄養士 区内在住の65歳以上で日常生活で介助の必要がない方 定 20名(抽選) 費 28日のみ500円(申込) ハガキ(記入例参照)で、4月1日(必着)までに荻窪保健センター「口からはじめる栄養満点教室」担当(〒167-0051荻窪5-20-1)へ 問 同センター ☎3391-0015 他 長寿応援対象事業

### 就労支援センター

#### ◇利用説明会～きっかけは、きっとココから!

時 4月6日(月)午前10時～11時 師 若者就労支援センター 統括責任者 求職中の方

#### ◇若者就労支援セミナー「自分のためのコミュニケーション」～自分を楽に表現する

時 4月14日(火)午後1時～4時 師 伊藤那美 34歳以下で求職中の方

—— 〈いずれも〉 ——

場 あんさんぶる荻窪(荻窪5-15-13) 定 各10名(申込順) 費 無料(申込) 問 電話で、就労支援センター ☎3398-1136へ

〈ゆうゆう館協働事業〉

ゆうゆう館は高齢者向け施設ですが、(問)に指定がなければ区内在住・在勤・在学の方ならどなたでも参加できます。

ゆうゆう館名	内容	日時
下高井戸館(下高井戸4-16-4 ☎・FAX3302-2161)	気軽に楽しめる～シニアのためのエアロビクス★	毎月第2・4火曜日、午後1時30分～3時 費 1回300円
桃井館(桃井1-35-2 ☎・FAX3399-5025)	「スマホ体験講座」基本操作、安心安全機能など★	4月13日(月)、5月12日(火)午後2時～4時(両日とも同内容) 定 各回20名(申込順) 費 1回500円
高円寺北館(高円寺北3-20-8 ☎・FAX3337-2266)	ふぉーゆー体操～高齢者向け健康体操★	毎月第2月曜日、午前10時～11時 費 1回100円
和田館(和田1-41-10 ☎・FAX3384-3751)	初心者のための英会話教室★	毎月第1・3土曜日、午後6時～7時30分 費 月2000円
阿佐谷館(阿佐谷南3-2-19 ☎・FAX3391-8345)	みんなで楽しく料理「こねこね教室」パスタ編	4月25日(土)午前10時30分～午後2時 定 16名(申込順) 費 1500円

※申し込み・問い合わせは、各ゆうゆう館へ。第3日曜日は休館です。★は、長寿応援対象事業。阿佐谷館は、4月10日から移転します。詳細は下記参照。

## ゆうゆう館の協働事業者が変わります 4月から、馬橋館・四宮館・方南館の3館の協働事業者が変わります。 — 問い合わせは、高齢者施策課施設担当へ。

### 馬橋館 (高円寺南3-16-14 ☎・FAX3315-1249) ◇事業者=NPO法人障害者就労支援センターどんまい福祉工房

「地域に積極的に出ていく」事をコンセプトに障害のある方の就労支援を行っています。すでに運営を行っている天沼館では、高齢の方や障害のある方が、共に支えあう地域づくりを目指してきました。馬橋館では地域の交流の場を目指します。

▷初回イベント=春まつり 時 4月5日(日)午前10時～正午 内 どんまい福祉工房・協働事業の紹介、フラダンス・ミニ阿波おどり披露、とん汁無料配布ほか 定 50名(先着順) 費 無料(申込) 当日、直接会場へ 問 同館

### 四宮館 (上井草2-28-3 ☎・FAX3396-7692) ◇事業者=NPO法人たすけあいワーカーズざざんか

介護保険・障害福祉の在宅サービス、移動支援、委託事業である産前産後ヘルパー派遣、上荻窪館の運営などを行ってきました。四宮館では、「ココロの満足でカラダも元気に!」をテーマに事業を行っていきます。

▷初回イベント=春まつり 時 4月5日(日)午前10時30分～正午 内 ざざんか劇団公演(認知症を理解しよう～人形劇「花咲爺さん」)、歌声喫茶(お菓子付き)、協働事業の紹介 定 50名(先着順) 費 無料(申込) 当日、直接会場へ 問 同館

### 方南館 (方南1-51-7 ☎・FAX3324-1171) ◇事業者=NPO法人さらプロジェクト

さまざまなふれあいを通じて仲間を作り、健康力・共感力・主体力を活かす地域の拠点としてお役に立てる事業を実施し、支え合い自立した生活のできる地域づくりを目指して運営していきます。

▷初回イベント=初めましての春まつり 時 4月29日(祝)午後1時30分～4時 内 落語、ピアノ生演奏、春からの協働事業の紹介 定 50名(先着順) 費 無料(申込) 当日、直接会場へ 他 手作りのしおりを差し上げます 問 同館

### 4月10日から阿佐谷館が移転します

移転先=(阿佐谷北2-18-17 ☎・FAX5364-9360) ◇事業者=NPO法人介護者サポートネットワークセンターアラジン

介護する人へのサポートを目的に活動している市民団体です。今後、阿佐谷館を地域の皆さんのつながりづくりの総合的な拠点とし、さまざまな地域資源と連携して暮らしやすい地域を創出していきたく考えています。

▷初回イベント=新装オープニング記念イベント 時 4月12日(日)午後1時～4時 内 コンサート、バルーンアート、交流カフェ、工作コーナーなど 費 無料(申込) 当日、直接会場へ 問 同館 ☎3391-8345(3月31日まで)

### 臨時休館のお知らせ

馬橋館・方南館・四宮館・阿佐谷館は準備等のため、下記の期間休館します。

館名	休館期間
馬橋館	3月30日(月)～31日(火)
四宮館	3月29日(日)～31日(火)
方南館	3月30日(月)～31日(火)
阿佐谷館	4月1日(水)～9日(木)



# 蚕糸の森まつり

【日 時】 3月29日(日)午前10時～午後3時  
 【場 所】 蚕糸の森公園・杉並第十小学校  
 (和田3-55-49)  
 【内 容】 フワフワトランポリン、S L、似顔  
 絵、阿波おどり、蚕糸太鼓、模擬店・バザー、防災  
 施設体験見学、チャリーディング、吹奏楽ほか

【申し込み】 当日、直接会場へ  
 【問い合わせ】 蚕糸の森まつり協議会事務局・  
 浜田 ☎3315-5960  
 【その他】 車での来場はご遠慮ください。  
 雨天の場合は、プログラムを縮小して体育館  
 で実施(ごみぱっくん号、起震車は中止)

## 交流自治体合同物産展

区の国内交流自治体のうち5自治体による合同物産展を開催します。

☎午前10時30分～午後3時(なくなり次第終了) ①新潟県小千谷市(魚沼産コシヒカリ米、笹だんご、米菓など)、福島県北塩原村(山塩焼きそば)・南相馬市(農産加工品など)、青梅市(青梅銘菓、焼き団子)、静岡県南伊豆町(伊勢海老の味噌汁) ②当日、直接会場へ ③文化・交流課交流推進担当 ④買い物袋持参

## マイバッグキャンペーン

「マイバッグキャンペーン」をきっかけに一人一人が環境に良いことを考え、今、行動していませんか。

⑤無料(申込)当日、直接会場へ ⑥環境課活動推進係



▲杉並戦隊イレンジャーが登場!

●なみすけスタンプラリー=スタンプを集めた方には、なみすけグッズを差し上げます(数に限りがあります)。

催し	内容
①イレンジャーのクイズに挑戦	イレンジャーが出題するクイズに挑戦!
②パネルクイズ	環境に関するクイズに答えて、なみすけスタンプを集めましょう!(3カ所)
③作品・パネル展示	オヤジマイバッグ作品の紹介、レジ袋削減優良店舗パネルの展示を行います
④風呂敷の包み方講座	風呂敷は素敵なエコバッグ! 結び方しだいで、いろいろなバッグに変身します(風呂敷持参)
⑤マイバッグ作り	無地のバッグにクレヨンで絵を描いたり、なみすけやナミーのスタンプを押してオリジナルマイバッグを作ろう(先着200名。出来上がったバッグは差し上げます)

※①～④はスタンプラリーの対象です(用意しているグッズは数に限りがあります)。

## 使用済み小型家電15品目を回収します

持参した方先着100名になみすけマイバッグをプレゼントします。

◇回収品目  
 携帯電話、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機、電子辞書、ポータブルカーナビ、電卓、ACアダプター等コード類、電話機、ファクシミリ、ラジオ受信機、ヘアードライヤー、電気かみそり、炊飯器

◇注意事項  
 ①携帯電話等の個人情報は消去してください。SDカード等の記憶媒体や電池類は取り除いてください。  
 ②粗大ごみの対象になるもの(最大辺が30cmを超えるもの)は回収することができませんので、粗大ごみ受付センターへ申し込んでください。  
 ③ごみ減量対策課事業計画係

## ごみ収集体験ができます

子どもたちに大人気の「ごみぱっくん号」が登場します。実物の清掃車を使用したごみの収集体験では、ごみ(サンプル)を清掃車に積み込み、圧縮板を動かすボタン操作を行うことができます。ごみぱっくん号は、清掃車の中が見えるスケルトン仕様になっており、皆さんが積み込んだごみの動きも確認できます。



▲ごみぱっくん号

ぜひ「ごみぱっくん号」に会いに来てください。  
 ④杉並清掃事務所方南支所 ☎3323-4571

## 起震車の体験ができます

地震の揺れを体験できる起震車「なみすけ号」で、揺れの危険性を実感し、落ち着いて身の安全確保ができるようにしましょう。

また、自宅の防災対策として、保存食、家具等転倒防止用品やトイレ・衛生用品などのあっせん防災用品を展示しますので、この機会に地震に対する備えを始めませんか。



▲起震車

※区では、区内の一般家庭および事業者を対象に、消火器・火災警報器や防災用品を特別価格であっせんしています。  
 ⑤防災課

## 郷土博物館が3月28日(土)にリニューアルオープン

### 記念イベント開催



これまでの研究成果を反映して、常設展示室の全てのパネルが新しくなるとともに、展示資料や写真、図表が増えて分かりやすくなります。

◇**収蔵資料展「人とつながる～杉並の人・モノ～」**、**リニューアル・メイキング写真展**、**博物館関係団体紹介パネル展** ☎3月28日(土)～5月10日(日)午前9時～午後5時

◇**学芸員による展示解説** ☎3月28日(土)・29日(日)午前10時、午後2時

◇①**昔遊び・玉スタレ**②**子供向け紙芝居** ☎①4月4日(土)②5日(日)午後2時～4時

◇**区民と博物館との協働を考える討論会** ☎4月12日(日)午後2時～4時

◇**講演会「杉並の〈まち〉はどのようにつくられてきたか～100年間の『まちづくり』と『まちの文化の形成』をたどる**」 ☎4月19日(日)午後2時～4時 ⑥首都大学東京名誉教授・高見澤邦郎

◇**講演会「博物館もよやま話」** ☎4月26日(日)午後2時～4時 ⑥郷土博物館前館長・寺田史朗  
 ——(いずれも)——

⑦場・⑧郷土博物館(大宮1-20-8 ☎3317-0841)  
 ⑨費100円(観覧料。中学生以下無料)⑩当日、直接会場へ⑪月曜日・第3木曜日(祝日の場合は翌日)休館



毎月21日号は、「すぎなみ学倶楽部」からちょっといい話をお届けします。

## 区内のまち歩きと桜の名所散策



すぎなみ学倶楽部HPへ

暖かな風や日差しを感じ、散策するのに気持ちが良い季節になってきました。春を探しに、区内を巡ってみてはどうでしょうか。これまでに気付かなかった、新しいお気に入りスポットに出会えるかもしれません。

「すぎなみ学倶楽部」では、区内のお散歩コースを紹介しています。在住外国人の視点から見た区内の見どころや、杉並ゆかりの著名人が案内するおすすめの場所など、バラエティーに富んだまち歩き記事を掲載中。中でもコラムニスト・泉麻人さん特別寄稿のお散歩コースは、杉並区と中野区の区境周辺にフォーカスしたものです。方南町から東高円寺を歩くコースを、泉さんならではの視点

で楽しく紹介しています。そして何といたってもお花見スポット! 「すぎなみ学倶楽部」の特集コーナーでは、区内の桜の名所を約20カ所紹介しています。善福寺川や神田川などの遊歩道、大宮八幡宮、井草八幡宮、善福寺公園はもちろん、下井草駅前のように、2本の桜の大木が、地元のシンボルになっているポイントをピックアップ。さらに、トップページでは、3月中旬から区内の代表的なお花見スポットの開花状況を、写真で日々更新しています。地図を片手に、お花見スポットや、普段足を運ばないエリアの散策をゆっくりと楽しんでみてはいかがでしょうか。(や)



ウェブサイトもあるよ!

すぎなみ学

検索

すぎなみ学倶楽部ホームページ

▷文化・雑学▷杉並まちあるき  
 ▷特集▷お花見ポイント

⑫産業界振興センター観光係 ☎5347-9184

(発行日)毎月1日、11日、21日

# 広報 **すぎなみ**

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 ●編集/広報課 ●発行/杉並区  
 区の代表電話は **3312-2111** FAX 3312-9911 (広報課直通)  
<http://www.city.suginami.tokyo.jp/>



## 世帯と人口 (住民基本台帳)

世帯数	日本人のみの世帯		合計	人口(人)	男		女		小計	合計
	295,337 (46減)	7,050 (57減)			304,736 (106減)	257,299 (44減)	278,611 (76増)	535,910 (32増)		
	外国人のみの世帯	2,349 (3減)			5,715 (9減)	5,739 (58減)	11,454 (67減)			
	日本人と外国人の世帯									

27年3月1日現在  
 ( )は前月比